

令和7年4月22日

令和7年第4回守山市教育委員会定例会提出議案

令和7年4月22日

令和7年第4回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第15号	守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第16号	守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議第17号	守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議第18号	守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議第19号	守山ラーケーションの日実施に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・	19

議第15号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年4月22日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

臨代第 3 号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 7 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第15号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

守山市教育委員会事務局組織規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「係」を「室および係」に改め、同条の表中

「

こども政策課	こども政策係
保育幼稚園課	幼保運営係 幼保指導係
社会教育・文化振興課	社会教育・文化振興係

」を

「

こども政策課	こども政策係 こども施設係
保育幼稚園課	幼保運営係 幼保支援室 幼保支援係
社会教育・文化振興課	社会教育・文化振興係 市民ホール整備室 市民ホール整備係

」に

改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 教育委員会の規則等の制定または改廃に関する事。 (3) 事務局職員および学校その他教育機関の市費支弁職員の任免、分限、懲戒、給与および
-------	-----	--

		<p>服務に関すること。</p> <p>(4) 公印の管守に関すること。</p> <p>(5) 事務局組織および事務執行の総合調整に関すること。</p> <p>(6) 教育委員会の所掌に係る予算に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談の連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 教育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(9) 学校（幼稚園を除く。）の寄付採納に関すること。</p> <p>(10) 旧守山女子高等学校の教職員の処遇に関すること。</p> <p>(11) 学校法人立命館との連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 他の課に属さない事項に関すること。</p> <p>(13) 事務局および課の庶務に関すること。</p>
	施設係	<p>(1) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の調査および企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の整備に関すること。</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）の教育財産の管理に関すること。</p> <p>(4) 学校（幼稚園を除く。）の設置および廃止に関すること。</p> <p>(5) 社会教育施設の営繕に関すること。</p>
学校教育課	学校教育・人権係	<p>(1) 学齢簿の編成および保管に関すること。</p> <p>(2) 通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(3) 就学、入学、転学および退学に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書に関すること。</p> <p>(5) 学校（幼稚園を除く。）の教材の整備およ</p>

		<p>び取扱いに関する事。</p> <p>(6) 就学奨励および就学金に関する事。</p> <p>(7) 県費負担教職員の任免および進退の内申ならびに服務に関する事。</p> <p>(8) 学校（幼稚園を除く。）の管理運営および組織編成に関する事。</p> <p>(9) 学校（幼稚園を除く。）の教育課程の編成に関する事。</p> <p>(10) 学校（幼稚園を除く。）の教育の指導助言に関する事。</p> <p>(11) 教職員（幼児教育職を除く。）の研</p> <p>(13) 通級指導教室に関する事。</p> <p>(14) 発達支援センター発達支援課との連絡調整に関する事。</p> <p>(15) 児童および生徒の指導に関する事。</p> <p>(16) 顕彰表彰等に関する事。</p> <p>(17) 新設学校（幼稚園を除く。）の開設に関する事。</p> <p>(18) 学校、保育所および認定こども園（公私立を問わない。）における人権・同和教育推進のための指導・助言に関する事。</p> <p>(19) 学校（幼稚園を除く。）におけるICT環境の整備および活用に関する事。</p>
保健給食課	保健給食係	<p>(1) 児童、生徒等および教職員（幼児教育職を除く。）の保健安全ならびに環境衛生の指導管理に関する事。</p> <p>(2) 学校（幼稚園を除く。）の交通安全に関する事。</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）の体育に係る指導および研修に関する事。</p> <p>(4) 学校（幼稚園を除く。）の給食の運営管理</p>

		<p>に関すること。</p> <p>(5) 学校（幼稚園を除く。）の給食の指導に関すること。</p>
こども政策課	こども政策係	<p>(1) 幼稚園の総合計画（施設含む。）ならびに調整（設置および廃止を含む。）に関すること。</p> <p>(2) 就学前の子育て支援施策の推進および実施に関すること。</p>
	こども施設係	幼稚園の施設整備に関すること。
保育幼稚園課	幼保運営係	<p>(1) 幼稚園の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 就園、入園、転園および退園に関すること。</p> <p>(3) 通園区域の設定および変更に関すること。</p>
	幼保支援室幼保支援係	<p>(1) 幼児教育職の職員管理に関すること。</p> <p>(2) 幼児教育職の人材育成および研修に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園の指導および調整に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園の組織および教育課程の編制に関すること。</p> <p>(5) 幼稚園教材の整備および取扱いに関すること。</p> <p>(6) 幼児および幼児教育職の保健安全ならびに環境衛生の指導管理に関すること。</p> <p>(7) 幼稚園の調査および企画立案に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の教育財産の管理に関すること。</p> <p>(9) 幼稚園の施設および設備の整備に関すること。</p> <p>(10) 幼稚園の給食および食育に関すること。</p>
社会教育・文化振興課	社会教育・文化振興係	<p>(1) 社会教育および生涯学習に係る施策の企画および調整に関すること。</p> <p>(2) 市民の学習に必要な情報の提供および調査</p>

		<p>研究に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(4) 社会教育施設の管理に関すること。</p> <p>(5) 社会教育の推進に関すること。</p> <p>(6) 社会教育関係団体の育成および指導に関すること。</p> <p>(7) 青少年の育成に係る施策の企画および調整に関すること。</p> <p>(8) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(9) 青少年関係団体の育成および指導に関すること。</p> <p>(10) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p> <p>(11) 守山野洲少年センターとの連携調整に関すること。</p> <p>(12) 文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(13) 公益財団法人守山市文化体育振興事業団との連絡調整に関すること。</p> <p>(14) 市民文化会館に関すること。</p>
	市民ホール整備室 市民ホール整備係	市民文化会館の整備に関すること。
スポーツ振興課	スポーツ振興係	<p>(1) 社会体育の普及および振興に関すること。</p> <p>(2) 学校（幼稚園を除く。）の体育施設の開放に関すること。</p>
文化財保護課	文化財保護係	<p>(1) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(2) 指定文化財の保護、保存および活用に関すること。</p> <p>(3) 市指定文化財の指定に関すること。</p> <p>(4) 無形民俗文化財の保存に関すること。</p> <p>(5) 史跡の保存整備および活用に関すること。</p> <p>(6) 未指定文化財の調査に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 指定文化財の普及啓発に関する事。</li> <li>(8) 埋蔵文化財の発掘調査等に関する事。</li> <li>(9) 埋蔵文化財の普及啓発に関する事。</li> <li>(10) 指定文化財および埋蔵文化財の情報提供ならびに調査研究に関する事。</li> <li>(11) 埋蔵文化財センターに関する事。</li> <li>(12) 下之郷史跡公園に関する事。</li> <li>(13) 伊勢遺跡史跡公園に関する事。</li> <li>(14) 大庄屋諏訪家屋敷に関する事。</li> </ul>
--	--

別表第2事務職員の部主幹、専門員、担当係長の項中「課または室」を「事務局または課もしくは室」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議第16号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年4月22日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

臨代第 4 号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 7 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

守山市長

守山市規則第19号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則

守山市学校給食条例施行規則（令和 2 年規則第55号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（特例措置）

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年度分の学校給食費に限り、別表第 1 中「4,600円」とあるのは「4,300円」と、「273円」とあるのは「255円」と、「5,200円」とあるのは「4,900円」と、「339円」とあるのは「317円」とする。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第17号

守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上的規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年4月22日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

臨代第 5 号

守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 7 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第2号

守山市公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市公民館の管理および運営に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オを次のように改める

オ 作陶室 10人

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議第18号

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年4月22日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

臨代第6号

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員に次の者を委嘱するにつき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年教育委員会規則第1号)第5条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

1 委員に委嘱する者

氏名	構成	委嘱日
森川 茂樹	学校教育関係者	令和7年4月1日
廣瀬 尚美		
高崎 誠志	社会教育関係者	
大崎 滋子		
土井 大樹		
清水 佐代子	家庭教育の向上に資する活動を行なう者	
村瀬 幸子		
中島 洋子		
藤井 浄宣	学識経験のある者	
田中 良信		

2 委嘱期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議第19号

守山ラーケーションの日実施に係る臨時代理の承認について

守山ラーケーションの日実施につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年4月22日提出

守山市教育委員会  
教育長 辻 本 長 一

臨代第7号

守山ラーケーションの日実施につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年教育委員会規則第1号)第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会臨時代理  
教育長 辻 本 長 一

## 「守山ラーケーションの日」について

本市では、子どもたちが保護者等とふれあう機会を一層充実させ、校外（家庭や地域など）での主体的な体験・探求活動を推進するため、「守山ラーケーションの日」の取組を令和7年度よりスタートします。

令和7年度は、県が創設した「滋賀・体験の日」（以下「県事業」という。）に準じた形で事業を実施します。県（県立学校）においては、平日に「大阪・関西万博」と「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する場合は、学校に登校しなくても「欠席」にはならない（年間最大3日まで取得可能）こととなっています。

令和8年度以降の「守山ラーケーションの日」の取扱いや詳細については、令和7年度の子どもたちの取得状況などを確認するなか、様々なご意見をお聞きしながら継続実施の方向で整理してまいります。

### 1 ラーケーションの日とは？

ラーケーションとは、「ラーニング＝学習」と「バケーション＝休暇」を組み合わせでできた造語で、新しい学び方・休み方です。

「ラーケーションの日」は子どもたちが決めて、保護者等と一緒に、自分の体験したいことや学びたいことを、学校外において平日（登校日）に行うことができる日です。学校に登校しなくても、「欠席」にはなりません。

### 2 目的

#### (1) 保護者等とのふれあいの機会の充実

週末や長期休暇以外にも、保護者等とコミュニケーションを深める時間を確保することで、互いがふれあい、向き合うことができる機会の充実を図る。

#### (2) 主体的な体験活動の促進

子ども自身が学びたいことや体験したいことを考え、校外での活動を通じて主体性や探究心を育み、豊かな学びを得る機会を促進する。

### 3 対象

守山市立の公立学校（小学校、中学校）の児童生徒  
（市内の幼稚園およびこども園も準じて実施）

## 4 実施スケジュール

- R7.4～ 「守山ラーケーションの日」を県事業に準じた形でスタート  
令和8年度以降の「守山ラーケーションの日」の取扱い等の整理
- ・子どもたちの取得状況などの確認
  - ・学校現場との協議、調整
- R8.4～ 上記の整理を踏まえ、「守山ラーケーションの日」の継続実施

## 5 実施概要

- ・平日に校外で行う体験的・探求的な活動を「自主学習活動」と位置付け、学校に登校しなくても「欠席」になりません。
- ・「大阪・関西万博」は、現地に行かず「バーチャル万博」を活用し、Web上で参加した場合も「欠席」になりません。
- ・令和8年度以降は、令和7年度の状況等を整理するなか継続して実施します。

## 6 その他

市内の幼稚園およびこども園においても、「守山ラーケーションの日」の取扱いに準じて実施します。